

大和市選挙管理委員会 会議録

令和6年10月2日（水）

1. 本日の出席者

委 員 長 石 井 利 宗
職 務 代 理 村 井 三 留
委 員 前 川 賢 治
委 員 東 宗 男

2. 本日の事務局出席者

事 務 局 長 菊 地 浩 之
次 長 大 塚 健 太 郎

3. 議事日程

- 報告第10号 登録の移替えをしたことについて
議案第40号 選挙人名簿から抹消することについて
議案第41号 住民投票資格者名簿から抹消することについて
議案第42号 住民投票資格者名簿の登録について
議案第43号 3分の1の数について
議案第44号 在外選挙人名簿から抹消することについて
議安第45号 ポスター掲示場の設置様式を定めることについて
議案第46号 ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を
選挙啓発のために使用することについて
議案第47号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めることについて
議案第48号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて
議案第49号 投票所入場整理券の様式を定めることについて
議案第50号 投票所を定めることについて
議案第51号 開票の日時及び場所を定めることについて
議案第52号 不在者投票用紙等の公示日前郵送開始日を定めること
について
議案第53号 不在者投票用紙等の公示日前交付開始日を定めること
について
議案第54号 登録の移替えの延期を定めることについて
議案第55号 期日前投票所を定めることについて
議案第56号 不在者投票所を定めることについて
議案第57号 在外選挙人の期日前投票所を定めることについて
議案第58号 投票時間の繰下げを決定することについて
議安第59号 選挙公報を新聞折込により配布することについて
議案第60号 開票立会人のくじを行う日時及び場所を定めることに
ついて

議案第 61 号 投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて

議案第 62 号 国民審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所について

午前9時30分開会

事務局長

定刻になりましたので、選挙管理委員会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、委員の出席状況について、報告いたします。

本日は、全員出席でございます。

本日の会議でございますが、付議されております案件は、報告案件が1件、議案が23件となっております。

それぞれ、重要な案件でございますので、慎重な審議と意見交換をお願いいたします。

それでは、これから先の議事の進行につきましては、委員長にお願いいたします。

委員長

先ほど、報告がありましたとおり、本日の出席委員は、4人全員であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより、令和6年10月2日、大和市選挙管理委員会を開会します。

議事日程は、お手元に配付した次第のとおりであります。

まず初めに、日程第1、報告第10号、「登録の移替えをしたことについて」を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

次長

報告第9号を朗読し、件数表の数を報告する。「投票区間の異動でありますので、特殊なものはございません。」

委員長

事務局の説明が終わりました。

本件について、何かございますか。

－ 質疑無し －

委員長

ないようですので、本件は報告案件につき、以上をもって終結します。

次に、日程第2、議案第40号、「選挙人名簿から抹消することについて」を議題に供します。

委員長	事務局、説明をお願いします。
次 長	議案第40号を朗読し、各抹消取消原因と人数について説明する。
委員長	事務局の説明が終わりました。 本件について、何かございますか。
全委員	なし。
委員長	これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はございますか。
	— 各自議案を確認する。質疑はない。 —
委員長	質疑を終結します。
	これより議案第40号、「選挙人名簿から抹消することについて」を採決します。 本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
	— 全委員挙手する。 —
委員長	挙手全員であります。
	よって、議案第40号は原案のとおり決定しました。
	次に、日程第3、議案第41号、「住民投票資格者名簿から抹消することについて」を議題に供します。
	事務局、説明をお願いします。
次 長	議案第41号を朗読し、住民投票資格者名簿から抹消することについてを説明。
委員長	事務局の説明が終わりました。 本件について、何かございますか。
	これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はございますか。

	<p>— 各自議案を確認する。質疑はない。 —</p>
委員長	<p>質疑を終結します。</p> <p>これより議案第41号、「住民投票資格者名簿から抹消することについて」を採決します。</p> <p>本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>— 全委員挙手する。 —</p>
委員長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第41号は原案のとおり決定しました。</p>
	<p>次に、日程第4、議案第42号、「住民投票資格者名簿の登録について」を議題に供します。</p>
	<p>事務局、説明をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第42号を朗読し、住民投票資格者名簿の登録について説明する。</p>
委員長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について、何かございますか。</p>
	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>本件について、質疑、意見はございますか。</p>
前川委員	<p>これまで住民投票を実施したことはあるのか。</p>
次 長	<p>ありません。</p>
東委員	<p>なぜ投票権は16歳以上なのか</p>
事務局長	<p>義務教育を修了し、社会人として働くことができる年齢であることや、住民投票の対象となる事項は、市の将来を左右する重大な問題のはずであり、できるかぎり幅広い層の住民の意見を聞くべきであるという考えに立っています。</p> <p>参考にした先進事例の自治体も16歳以上であったと思います。</p>

委員長	他の自治体もこのような条例はあるのか。
事務局長	当市で条例を制定した当時はごく少数でしたが、近年では同様の住民投票条例を制定する自治体は増加しています。 － 他に質疑はない。－
委員長	質疑を終結します。 これより議案第42号、「住民投票資格者名簿の登録について」を採決します。 本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
	－ 全委員挙手する。－
委員長	挙手全員であります。 よって、議案第42号は原案のとおり決定しました。
	次に、日程第5議案第43号、「3分の1の数について」を議題に供します。
	事務局、説明をお願いします。
次 長	議案第43号を朗読し、3分の1の数について説明する。 「住民投票の実施を市長に対して請求するために必要な数です。」
委員長	事務局の説明が終わりました。 本件について、何かございますか。
全委員	なし。
委員長	これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はございますか。
	－ 各自議案を確認する。質疑はない。－
委員長	質疑を終結します。

これより議案第43号、「3分の1の数について」を採決します。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

－ 全委員挙手する。－

委員長

挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第44号、「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

次 長

議案第44号を朗読し、在外選挙人名簿からの抹消について説明する。

委員長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本件について、質疑、意見はございますか。

－ 各自議案を確認する。質疑はない。－

委員長

質疑を終結いたします。

これより議案第44号、「在外選挙人名簿から抹消することについて」を採決いたします。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

－ 全委員挙手する。－

委員長

挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第45号、「ポスター掲示場の設置様式を定めることについて」、

日程第8、議案第46号、「ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を啓発のために使用することについて」、

	日程第9、議案第47号、「ポスター掲示場の掲示区画の数を定めることについて」、以上3件を一括議題に供します。
次長	事務局、説明をお願いします。
委員長	議案第45～47号を朗読し、ポスター掲示場の設置様式、区画数、啓発使用について説明する。
	事務局の説明が終わりました。 本件について、何かございますか。
村井委員	これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はございますか。
次長	設置様式・区画数は県選管が定めるのか。
委員長	予想される候補者数に応じて県選挙管理委員会が定めます。 －他に質疑はない。－
	質疑を終結します。 これより議案第45号から議案第47号までについての3件を一括採決いたします。 本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
委員長	－全委員挙手する。－
	挙手全員であります。
委員長	よって、議案第45号、議案第46号及び議案第47号は原案のとおり決定いたしました。
	次に、日程第10、議案第48号、「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」を議題に供します。
次長	事務局、説明をお願いします。
	議案第48号を朗読し、ポスター掲示場の設置場所について説明する。

委員長	事務局の説明が終わりました。 本件について、何かございますか。
	これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はございますか。
村井委員	公園などは内側に向けて設置しているのか。
次 長	人通りの多い道路に面している場所は外側に向けることもあります。
	－ 他に質疑はない。－
委員長	質疑を終結します。
	これより議案第 48 号、「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」を採決します。 本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
	－ 全委員挙手する。－
委員長	挙手全員であります。
	よって、議案第 48 号、は原案のとおり決定しました。
	次に、日程第 11 、議案第 49 号、「投票所入場整理券の様式を定めることについて」を議題に供します。
	事務局、説明をお願いします。
次 長	議案第 49 号を朗読し、投票所入場整理券の様式について説明する。
委員長	事務局の説明が終わりました。 本件について、何かございますか。
	これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はございますか。
	－ 各自議案を確認する。質疑はない。－

委員長	質疑を終結します。 これより議案第 49 号、「投票所入場整理券の様式を定めることについて」を採決します。 本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 － 全委員挙手する。－
委員著	挙手全員であります。 よって、議案第 49 号は原案のとおり決定しました。
次 長	次に、日程第 12、議案第 50 号、「投票所を定めることについて」を議題に供します。 事務局、説明をお願いします。
	議案第 50 号を朗読し、投票所について説明する。 第 18 投票区でこれまで投票所として借用していた「高座の庄清風」が 8 月末で閉館・取壊しとなり、代替施設として検討していた渋谷学習センターが投票日当日全館電気設備点検のため使用できることから、今回に限り近隣の渋谷 3 号公園にプレハブの仮設投票所を設置します。 また、第 33 投票区のつきみ野自治会館は、改修工事が完了したことに伴い、つきみ野学習センターに戻ります。
委員長	事務局の説明が終わりました。 本件について、何かござりますか。
	これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はございますか。
	－ 各自議案を確認する。質疑はない。－
委員長	質疑を終結します。 これより議案第 50 号、「投票所を定めることについて」を採決します。 本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

	<p>－ 全委員挙手する。－</p>
委員長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第 50 号、は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第 13、議案第 51 号、「開票の日時及び場所を定めることについて」を議題に供します。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第 51 号を朗読し、開票の日時・場所について説明する。 昨年の統一地方選挙と同様に大和スポーツセンターで行います。</p>
委員長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はございますか。</p> <p>－ 各自議案を確認する。質疑はない。－</p>
委員長	<p>質疑を終結します。</p> <p>これより議案第 51 号、「開票の日時及び場所を定めることについて」を採決します。 本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>－ 全委員挙手する。－</p>
委員長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第 51 号は、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第 14、議案第 52 号、「不在者投票用紙等の公示日前郵送開始日を定めることについて」及び日程第 15、議案第 53 号、「不在者投票用紙等の公示日前交付開始日を定めることについて」、以上 2 件を一括議題に供します。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>

次 長	議案第51号及び52号を朗読し、不在者投票用紙の公示日前発送及び郵送開始日について説明する。
委員長	事務局の説明が終わりました。 本件について、何かござりますか。
	これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はござりますか。
	－ 各自議案を確認する。質疑はない。－
委員長	質疑を終結します。
	これより議案第52号及び議案第53号の2件を一括採決します。 本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
	－ 全委員挙手する。－
委員長	挙手全員であります。
	よって、議案第52号及び議案第53号は原案のとおり決定いたしました。
	次に、日程第16、議案第54号、「登録の移替えの延期を定めることについて」を議題に供します。
	事務局、説明をお願いします。
	議案第54号を朗読し、登録の移替え延期について説明する。
委員長	事務局の説明が終わりました。 本件について、何かござりますか。
	これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はござりますか。
	－ 各自議案を確認する。質疑はない。－
委員長	質疑を終結します。

	<p>これより議案第 54 号、「登録の移替えの延期を定めることについて」を採決します。</p> <p>本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>－ 全委員挙手する。－</p>
委員長	<p>挙手全員であります。</p>
	<p>よって、議案第 54 号、は原案のとおり決定しました。</p>
	<p>次に、日程第 17、議案第 55 号、「期日前投票所を定めることについて」を議題に供します。</p>
	<p>事務局、説明をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第 55 号を朗読し、期日前投票所について説明する。</p>
委員長	<p>事務局の説明が終わりました。 本件について、何かございますか。</p>
	<p>これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はございますか。</p>
前川委員	<p>市役所だけ期間が長いのか。</p>
次 長	<p>公職選挙法で各市区町村の 1 か所は公示日の翌日から投票日前日までの 8 時 30 分から 20 時まで設置することが定められています。</p>
	<p>－ 他に質疑はない。－</p>
委員長	<p>質疑を終結します。</p>
	<p>これより議案第 55 号、「期日前投票所を定めることについて」を採決します。</p>
	<p>本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>－ 全委員挙手する。－</p>
委員長	<p>挙手全員であります。</p>

	よって、議案第 55 号、は原案のとおり決定しました。
	次に、日程第 18、議案第 56 号、「不在者投票所を定めることについて」を議題に供します。
次 長	事務局、説明をお願いします。
委員長	議案第 56 号を朗読し、不在者投票所について説明する。
	事務局の説明が終わりました。 本件について、何かござりますか。
	これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はござりますか。
	— 各自議案を確認する。質疑はない。 —
委員長	質疑を終結します。
	これより議案第 56 号、「不在者投票所を定めることについて」を採決します。 本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
	— 全委員挙手する。 —
委員長	挙手全員であります。
	よって、議案第 56 号、は原案のとおり決定しました。
	次に、日程第 19、議案第 57 号、「在外選挙人の期日前投票所を定めることについて」を議題に供します。
	事務局、説明をお願いします。
次 長	議案第 57 号を朗読し、在外選挙人の期日前投票所について説明する。
委員長	事務局の説明が終わりました。 本件について、何かござりますか。
	これより質疑に入ります。

	本件について、質疑、意見はございますか。
東委員	在外選挙認証の持参を忘れた場合はどうなるのか。
次 長	在外選挙認証に投票の日付を記録することになっているので、忘れた場合には投票できません。
	－ 他に質疑はない。－
委員長	質疑を終結します。
	これより議案第 57 号、「在外選挙人の期日前投票所を定めることについて」を採決します。
	本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
	－ 全委員挙手する。－
委員長	挙手全員であります。
	よって、議案第 57 号は原案のとおり決定しました。
	次に、日程第 20 、議案第 58 号、「投票時間の繰下げを決定することについて」を議題に供します。
	事務局、説明をお願いします。
次 長	議案第 58 号を朗読し、投票時間の繰下げについて説明する。
委員長	事務局の説明が終わりました。
	これより質疑に入ります。
	本件について、質疑、意見はございますか。
	－ 各自議案を確認する。質疑はない。－
委員長	質疑を終結します。
	これより議案第 58 号、「投票時間の繰下げを決定することについて」を採決します。

	本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求 めます。
委員長	<p>－ 全委員挙手する。－</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第 58 号、は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第 21、議案第 59 号、「選挙公報を新聞折込みにより配布することについて」を議題に供します。 事務局、説明をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第 59 号を朗読し、選挙公報の新聞折込配布について説 明する。</p>
委員長	<p>事務局の説明が終わりました。 本件について、何かござりますか。</p> <p>これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はござりますか。</p> <p>－ 各自議案を確認する。質疑はない。－</p>
委員長	<p>質疑を終結します。</p> <p>これより議案第 59 号、「選挙公報を新聞折込みにより配 布することについて」を採決します。 本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求 めます。</p>
委員長	<p>－ 全委員挙手する。－</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第 59 号、は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第 22、議案第 60 号、「開票立会人のくじを行 う日時及び場所を定めることについて」を議題に供します。 事務局、説明をお願いします。</p>

次 長	議案第 60 号を朗読し、開票立会人のくじを行う日時・場所について説明する。
委員長	事務局の説明が終わりました。 本件について、何かござりますか。
	これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はござりますか。
	－ 各自議案を確認する。質疑はない。－
委員長	質疑を終結します。
	これより議案第 60 号、「開票立会人のくじを行う日時及び場所を定めることについて」を採決します。 本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
	－ 全委員挙手する。－
委員長	挙手全員であります。
	よって、議案第 60 号は、原案のとおり決定しました。
	日程第 23、議案第 61 号、「投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」を議題に供します。
	事務局、説明をお願いします。
次 長	議案第 61 号を朗読し、投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時・場所について説明する。
委員長	事務局の説明が終わりました。 本件について、何かござりますか。
	これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はござりますか。
	－ 各自議案を確認する。質疑はない。－
委員長	質疑を終結します。

これより議案第 61 号「投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」を採決します。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

－ 全委員挙手する。－

委員長

挙手全員であります。

よって、議案第 61 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 24、議案第 62 号、「国民審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所について」を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

次 長

議案第 62 号を朗読し、国民審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所について説明する。

委員長

事務局の説明が終わりました。

本件について、何かございますか。

これより質疑に入ります。

本件について、質疑、意見はございますか。

－ 各自議案を確認する。質疑はない。－

委員長

質疑を終結します。

これより議案第 62 号、「国民審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所について」を採決します。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

－ 全委員挙手する。－

委員長

挙手全員であります。

よって、議案第 62 号は原案のとおり決定しました。

委員長 以上で、本日の委員会に付議された案件は、すべて終了しました。

続きまして、次第3「事務連絡」について、事務局から報告をお願いします。

次長 次回の委員会は10月14日（月）、選挙時登録日になります。

次回も出席をお願いします。

委員長 次に、次第4「その他」について、事務局からお願いします。

次長 特にありません。

委員長 以上で、本日予定されていた日程は、すべて終了しました。
これを持ちまして、令和6年10月2日 大和市選挙管理委員会を閉会します。

午前11時10分閉会